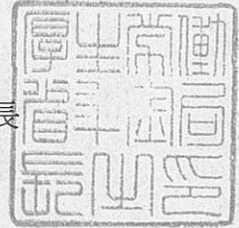


年発0318第4号
平成23年3月18日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



「東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について」
(平成23年3月13日付け年発0313第1号)の一部改正について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する社会保険料等関係の対策については、「東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について」(平成23年3月13日年発0313第1号)により取り扱うこととしたところである。

当該通知において、平成23年2月分に係る社会保険料等の口座振替については、事業主等の申し出により口座振替の緊急停止等の依頼がなされた場合には弾力的な取扱いを行うようにしたところであるが、震災による被災地域が広範囲にわたり、その被害も甚大であること、被災された事業主の方々等は年金事務所への口座振替の緊急停止の申立ての連絡が困難な場合もあることにかんがみ、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域(以下「対象地域」という。)に所在地を有する事業所等については、一律に口座振替を停止することとする。これに伴い、当該通知を下記のとおり一部改正することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

当該通知中、1の(2)を次のとおり改正する。

また、別添1を廃止し、従来の別添2を別添1とし、新たに別添2を定める。

(2) 延長後の納期限等について

① 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

② 納入告知書の作成等について

納期限が延長された保険料等に係る納入告知書等については、延長前の納期限により作成し、当該保険料等の納期限が延長された旨の「お知らせ」(別添1)

を平成23年2月分保険料等の納入告知書等に同封して送付すること。

③ 納期限の延長等の周知について

上記②の「お知らせ」により事業主等に周知を行うとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等に十分周知を行うこと。

④ 督促状の送付について

納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

なお、平成23年1月分保険料等については、納期限である平成23年2月28日までに納付がなされていない事業所に対し、3月15日に督促を行う事務スケジュールとなっているところであるが、被災の状況を踏まえ、当面送付しないこと。

⑤ 口座振替の取扱い

社会保険料等の納期限の延長の期間中においては、対象地域にある事業所等については、一律に口座振替を停止すること。

その際、対象地域にある事業所等に対しては「納入告知書」を送付することとし、併せて、口座振替を停止した旨の「お知らせ」(別添2)を添付して周知を行うこと、また、電話照会又は来所の際等にも十分周知を行うこと。

事業主、船舶所有者、被保険者のみなさまへ

社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 社会保険料の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの
- ② 次の地域に所在地を有する事業所、事務所、船舶所有者及び被保険者等が納付するもの

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

※ 対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととしています。

※ 納期限の延長に該当する社会保険料について、督促状が到着した場合は、無効ですので破棄いただきますようお願いします。

2 延長後の社会保険料の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、後日お知らせいたします。なお、納入告知書（納付書）に記載された納期限は延長する前の納期限ですので、延長後の納期限にお読み換え願います。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇年金事務所

TEL 0000-00-0000

事業主、船舶所有者、被保険者のみなさまへ

社会保険料の納期限の延長に伴う口座振替の停止についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 社会保険料の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの
- ② 次の地域（対象地域）に所在地を有する事業所、事務所、船舶所有者及び被保険者等が納付するもの

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

※ 延長された社会保険料の納期限については、災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

※ 対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととしています。

※ 納期限の延長に該当する社会保険料について、督促状が到着した場合は、無効ですので破棄いただきますようお願いいたします。

2 社会保険料の口座振替の停止について

社会保険料の納期限が延長されることに伴い、対象地域に所在地を有する事業所等については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替を停止することと致しました。

延長期間中の社会保険料となる平成23年〇月分の社会保険料の納付については、お手数をおかけ致しますが、延長された納期限までに、同封の納入告知書により、金融機関の窓口で納付していただきますようお願い申し上げます。

平成23年 月 日

【お問い合わせ先】

〇〇年金事務所

TEL 0000-00-0000

(参考) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 延長後の納期限等について</p> <p>① 延長後の納期限 延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。</p> <p>② 納入告知書の作成等について 納期限が延長された保険料等に係る納入告知書等については、延長前の納期限により作成し、当該保険料等の納期限が延長された旨の「お知らせ」(別添1)を平成23年2月分保険料等の納入告知書等に同封して送付すること。</p> <p>③ 納期限の延長等の周知について 上記②の「お知らせ」により事業主等に周知を行うとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等に十分周知を行うこと。</p> <p>④ 督促状の送付について 納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。 なお、平成23年1月分保険料等については、納期限である平成23年2月28日までに納付がなされていない事業所に対し、3月15日に督促を行う事務スケジュールとなっているところであるが、被災の状況を踏まえ、当面送付しないこと。</p> <p>⑤ 口座振替の取扱い 社会保険料等の納期限の延長の期間中においては、対象地域</p>	<p>(2) 延長後の納期限等について</p> <p>① 延長後の納期限 延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。</p> <p>② 納入告知書の作成等について 納期限が延長された保険料等に係る納入告知書等については、延長前の納期限により作成し、当該保険料等の納期限が延長された旨の「お知らせ」(別添1及び別添2)を平成23年2月分保険料等の納入告知書等に同封して送付すること。</p> <p>③ 納期限の延長等の周知について 上記②の「お知らせ」により事業主等に周知を行うとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等に十分周知を行うこと。</p> <p>④ 督促状の送付について 納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。 なお、平成23年1月分保険料等については、納期限である平成23年2月28日までに納付がなされていない事業所に対し、3月15日に督促を行う事務スケジュールとなっているところであるが、被災の状況を踏まえ、当面送付しないこと。</p> <p>⑤ 口座振替の取扱い 平成23年2月分保険料等について、事業主等の申し出によ</p>

にある事業所等については、一律に口座振替を停止すること。

その際、対象地域にある事業所等に対しては「納入告知書」を送付することとし、併せて、口座振替を停止した旨の「お知らせ」(別添2)を添付して周知を行うこと、また、電話照会又は来所の際等にも十分周知を行うこと。

り口座振替の緊急停止等の依頼がなされた場合には弾力的な取扱いを行うこと。

年発0313第1号
平成23年3月13日
(平成23年3月18日一部改正)

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長

東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する社会保険料等関係の対策については、下記のとおりとするので、貴下職員に対して周知徹底を図り、実施に当たっては遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、地方公共団体への周知及び実施の徹底を依頼する旨の通知を別紙のとおり発出していることを申し添える。

記

1 厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料及び船員保険の保険料、子ども手当に係る拠出金の納期限の延長等について

(1) 納期限の延長の対象となる保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域にある事業所等に係るもので、災害の発生した日（平成23年3月11日）から延長後の納期限までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条）

なお、対象地域については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、近日中に官報で告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては別途通知する。

(2) 延長後の納期限等について

① 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

② 納入告知書の作成等について

納期限が延長された保険料等に係る納入告知書等については、延長前の納期

限により作成し、当該保険料等の納期限が延長された旨の「お知らせ」(別添1)を平成23年2月分保険料等の納入告知書等に同封して送付すること。

③ 納期限の延長等の周知について

上記②の「お知らせ」により事業主等に周知を行うとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等に十分周知を行うこと。

④ 督促状の送付について

納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

なお、平成23年1月分保険料等については、納期限である平成23年2月28日までに納付がなされていない事業所に対し、3月15日に督促を行う事務スケジュールとなっているところであるが、被災の状況を踏まえ、当面送付しないこと。

⑤ 口座振替の取扱い

社会保険料等の納期限の延長の期間中においては、対象地域にある事業所等については、一律に口座振替を停止すること。

その際、対象地域にある事業所等に対しては「納入告知書」を送付することとし、併せて、口座振替を停止した旨の「お知らせ」(別添2)を添付して周知を行うこと、また、電話照会又は来所の際等にも十分周知を行うこと。

(3) 納付の猶予

① (1)の地域にない事業所であっても災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日以降に納期限が到来する保険料等について、事業主の申請に基づき、その保険料等の納付を1年以内に限り猶予することができること。(国税通則法第46条第1項)

なお、「相当な損失」とは、納付者の全財産の価額に占める東北地方太平洋沖地震の被災による被害の損失の額の割合(損失の割合)が、概ね20%以上の場合をいうこと。また、保険金又は損害賠償金その他これに類するもの(見舞金を除く。)により補てんされた又は補てんされるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

② 延長後の納期限内に保険料等を納付することができないと認められるときは、納付者の申請に基づき、その保険料等の納付を1年以内に限り猶予することができること。

③ 具体的な取扱いについては、別途通知する。

(4) 全国健康保険協会都道府県支部による臨時窓口の設置について

全国健康保険協会都道府県支部から、東北地方太平洋沖地震の被災により健康保険証を紛失された被保険者等に再交付を行うため、年金事務所に臨時窓口の設置等を行いたい旨の要請があったので、都道府県支部と調整を行い円滑に実施できるよう配慮すること。

2 国民年金保険料の免除について

東北地方太平洋沖地震の被災により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、

世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づき、その保険料を免除すること。

なお、審査に当たっては、「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について」（平成16年12月10日庁保険発第1210001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に定める取扱いに従うこと。

3 年金の支給停止について

20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の支給の停止、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正後の遺族基礎年金とみなして支給される年金の支給の停止、老齢福祉年金の支給の停止、特別障害給付金の支給の制限の規定について、東北地方太平洋沖地震の被災により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の2分の1以上の損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの障害基礎年金等については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該者の所得を理由とする支給の停止等を行わないこととするので、その対応につき遺漏のないように留意すること。

4 年金受給権者に係る現況届の提出期限の延長について

現況届については、平成21年12月28日厚生労働省告示第520号（国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和61年法律第34号）附則第28条の規定による遺族基礎年金の受給権者を除く。）、第521号、第522号、第523号及び第524号により、提出期限を受給権者又は受給者の誕生日の属する月の月末と定めているところであるが、今般、東北地方太平洋沖地震の被災によりその期限までに現況届を提出することが困難であると予想される受給権者に対し、提出期限を延長することとする。

なお、本件については、近日中に告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては、追って通知するものであること。

5 納付相談等に係る対応について

被災に伴い、保険料又は年金給付に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、厚生年金保険料等の納期限の延長及び猶予、国民年金保険料の免除又は障害基礎年金等の支給の停止を行わないものとするのが可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

事業主、船舶所有者、被保険者のみなさまへ

社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 社会保険料の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの
- ② 次の地域に所在地を有する事業所、事務所、船舶所有者及び被保険者等が納付するもの

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

※ 対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととして
います。

※ 納期限の延長に該当する社会保険料について、督促状が到着した場合は、
無効ですので破棄いただきますようお願いします。

2 延長後の社会保険料の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、後日お知らせいたします。なお、納入告知書（納付書）に記載された納期限は延長する前の納期限ですので、延長後の納期限にお読み換え願います。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇年金事務所

TEL 0000-00-0000

事業主、船舶所有者、被保険者のみなさまへ

社会保険料の納期限の延長に伴う口座振替の停止についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 社会保険料の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの
- ② 次の地域（対象地域）に所在地を有する事業所、事務所、船舶所有者及び被保険者等が納付するもの

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

※ 延長された社会保険料の納期限については、災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

※ 対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととしています。

※ 納期限の延長に該当する社会保険料について、督促状が到着した場合は、無効ですので破棄いただきますようお願いいたします。

2 社会保険料の口座振替の停止について

社会保険料の納期限が延長されることに伴い、対象地域に所在地を有する事業所等については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替を停止することと致しました。

延長期間中の社会保険料となる平成23年〇月分の社会保険料の納付については、お手数をおかけ致しますが、延長された納期限までに、同封の納入告知書により、金融機関の窓口で納付していただきますようお願い申し上げます。

平成23年 月 日

【お問い合わせ先】

〇〇年金事務所

TEL 0000-00-0000

(参考)

庁保険発第 1210001 号
平成16年12月10日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

災害に伴う国民年金保険料の免除事務について (通知)

災害によって住宅等の財産が損害を受けた場合には、被保険者からの申請により国民年金保険料の納付義務の免除が可能であるが、近年、相次ぐ台風の上陸や地震の発生などに伴って、迅速な免除事務の実施が求められていることから、当該事務の実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1. 被災財産の確認

災害に伴う免除の審査は、住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畑、家畜、事業用の機械等のうち、流出、全壊、半壊、全焼、半焼、一部焼失、土砂流入、浸水、冠水、土砂堆積等の被害を受け、その損害が最も大きい財産に係る損害がおおむね2分1以上であることを確認することとなるため、全ての財産について申請書に記載させる必要はないものであること。

また、申請に際しては、申請者の利便性を図るため、老齢福祉年金被災状況届(老齢福祉年金支給規則様式第3号)などを参考に様式を作成のうえ添付させるなど、工夫されたいこと。

2. 被害農林漁業者等の取扱い

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下、単に「天災融資法」という。)第2条の規定に基づく「被害農林漁業者等」の認定を受けた者から免除申請があった場合は、国民年

金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第77条の6第3項に規定する「災害に準ずる事由」に該当するものとして差し支えないこと。

なお、この場合は、市町村長が発行する被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写しにより確認すること。

3. 他の法律との関係

災害による国民年金保険料の免除は、被保険者等の住所地が災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定に基づく「災害が発生した市町村の区域」、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条の規定に基づく「激甚災害の指定」その他の法律の規定に基づいて行われる災害の指定又は被保険者が天災融資法第2条の規定に基づく「被害農林漁業者等」の認定の状況にかかわらず、被保険者等の財産の損害状況によって行うものであるため、災害発生時は被災した被保険者等に対し免除制度の周知を行うよう努めること。